

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条の5第1項に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る令和8年度の国民健康保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、同条第2項において準用する条例第11条の4第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額 1,072円
- 2 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額から条例第14条第5項第1号アに掲げる乗じて得た額を控除して得た額 321円
- 3 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額から条例第14条第5項第2号アに掲げる乗じて得た額を控除して得た額 536円
- 4 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額から条例第14条第5項第3号アに掲げる乗じて得た額を控除して得た額 857円
- 5 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額から条例第14条の3第4項において準用する同条第1項に規定する乗じて得た額を控除して得た額 536円
- 6 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額から条例第14条第5項第1号アに掲げる乗じて得た額及び同号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額を控除して得た額 160円
- 7 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額から条例第14条第5項第2号アに掲げる乗じて得た額及び同号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額を控除して得た額 268円
- 8 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額から条例第14条第5項第3号アに掲げる乗じて得た額及び同号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の3第5項第2号に掲げる乗じて得た額を控除して得た額 428円

- 9 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額から1,072円に12分の1を乗じて得た額に条例第14条の4に規定する当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額
- 10 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額から条例第14条第5項第1号アに掲げる乗じて得た額及び321円に12分の1を乗じて得た額に同号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4に規定する当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額
- 11 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額から条例第14条第5項第2号アに掲げる乗じて得た額及び536円に12分の1を乗じて得た額に同号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4に規定する当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額
- 12 条例第11条の4第1項第2号に掲げる額から条例第14条第5項第3号アに掲げる乗じて得た額及び857円に12分の1を乗じて得た額に同号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4に規定する当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額